

セールスマン市長活躍!

つくばみらい市フェアin秋葉原

つくばみらい市の魅力を都内の多くの方に知っていただき、みらい平地区の定住化促進を図るため、11月8日～14日までの間、TXプラザ秋葉原において「つくばみらい市フェア」を開催しました。

イベントでは、市内農産物、特産品推奨認定商品の販売や観光PRなどを行い、13日には、



アンケートの聞き取りを行う片庭市長

片庭市長が先頭に立ち、つくばみらい市をセールスしました。

義援金をお預かりしました

日本赤十字社東日本大震災義援金

日本赤十字社茨城県支部つくばみらい市地区では、東日本大震災の義援金の受け付けを行っており、多くの皆さまから義援金をお預かりしています。

皆さまから寄せられた義援金の総額は、11月22日現在1133万3082円となりました。

【8月24日送金分】

10万4673円

【9月28日送金分】

29万8498円

【10月24日送金分】

3万1000円

【11月22日送金分】

2万7709円

義援金の受け付けが平成24年3

企業誘致のための

土地、建物の登録制度を導入

市では、個人や企業が所有している市内の未利用の土地や建物、企業誘致のための土地・建物として市に登録してもらい、市内に立地を希望する企業へ情報提供をする登録制度を実施しています。

1. 登録対象区域

市内の

① 工業専用地域

② 工業地域

③ 準工業地域

2. 登録要件

① 土地の場合は、面積が500㎡以上であること。(一つの土地として利用可能な場合も可能)

② 建物の場合は、面積が1000㎡以上であること。

③ 所有権以外の権利が設定されていないこと。(売買・賃貸契約までに抹消可能な場合は除く)

④ 所有者と登記名義人が同一で

あること。(共有名義の場合は、

全員同意が必要)

⑤ 境界や所有権に争いがな

いこと。

※法律などの規制により建設などができない場合は、登録できない場合があります。

3. 登録期間

登録期間は、2年間(更新は可能)

4. 注意事項

① 交渉や契約は、所有者と企業で行ってもらいます。

② 市は、情報の提供のみで、交渉や契約について関与せず、一切の責任を負いません。

5. 閲覧方法

市産業政策課窓口および市ホームページにて公表

制度のイメージ

① 未利用の土地、建物の登録を希望する所有者は、市へ登録申請

② 申請者へ登録簿への登録・未登録を通知

③ 市ホームページ・担当窓口で情報を提供

④ 立地を希望する企業は、市へ立地希望の申し出

⑤ 所有者へ企業からの申し出を通知

⑥ 交渉意向の有無を市へ報告

⑦ 立地希望の企業へ所有者の交渉意向を通知

⑧ 所有者と立地希望企業で交渉

善意の寄附をいただきました

【全国民俗芸能保存振興市町村連盟様より】

全国民俗芸能保存振興市町村連盟様より、東日本大震災の復旧に役立ててほしいと、4万5000

円が寄付されました。

【匿名希望の方より】

匿名希望の方より、7000円と切手(50円×2枚、80円×5枚)が市に寄附されました。

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎58
2111 (内線1152)

問 58 谷和原庁舎産業政策課 ☎2111 (内線8142)

